

仕 様 書

1 品 名

アキュロポンプ（検知管ポンプ）用検知管

2 規格及び数量 下記の製品又は同等品とする。

ドレーゲルジャパン社 アキュロポンプ用検知管 各1箱（10本／箱）

- (1) CH 28 401 ポリテスト
- (2) CH 20 201 エチルアセテート 200/a
- (3) 37 06 301 臭化メチル 0.1/a
- (4) 67 33 081 ホルムアルデヒド 0.2/a
- (5) 81 03 711 ホスフィン 0.1/c
- (6) CH 20 501 アンモニア 5/a
- (7) 81 01 121 酸テスト
- (8) 81 01 061 アミンテスト
- (9) CH 24 301 塩素 0.2/a
- (10) CH 31 001 窒素酸化物 2/a
- (11) 81 03 601 シアン化水素（青酸）0.5/a
- (12) CH 28 301 ホスゲン 0.25/c
- (13) CH 30 301 フッ化水素 1.5/b
- (14) CH 26 303 アルシンと有機ヒ素化合物
- (15) 81 01 021 四塩化炭素 1/a
- (16) CH 19 801 シアン化塩素 0.25/a
- (17) CH 25 803 チオエーテル
- (18) 67 28 461 リン酸エステル 0.05/a

3 同等品条件

- (1) アキュロポンプ（検知管ポンプ）と適合する資機材であること。
- (2) 使用期限切れで汚染されていない資機材は、通常の廃棄物として廃棄できること。
検知管内の薬剤は水道水で希釈しながら廃棄とし、ガラス管は指定された破棄方法で処分とする。

4 納入期限

令和8年2月27日（金）

5 納入場所及び検査場所

札幌市消防局 6 階 警防部消防救助課

札幌市中央区南 4 条西 10 丁目 TEL011-215-2060

6 その他

- (1) 納品に際し、不明な点がある場合は、当局に確認するものとする。
- (2) 契約の履行確保のため、選定した製品のメーカー等出荷元からの出荷証明を求めることがあります。その場合、出荷引受書の提出が可能なことが契約条件となる。
- (3) 同等品で参加する場合は、見積書提出期限までに、担当課（消防局警防部消防救助課）まで同等・規格確認書及びカタログ等、仕様書の規格を満たしていることが分かる書類を電子メールで提出し、担当課の確認及び承認を受けること。なお、電子メールで提出する場合、見積依頼用メールアドレスから、下記担当課のメールアドレス宛てに送信すること。

7 連絡先

札幌市消防局警防部消防救助課救助係 担当 綱渕 裕介

TEL : 011-215-2060 mail : shobokyujo.shobo@city.sapporo.jp